

見附市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月23日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第19号

見附市印鑑条例の一部を改正する条例

見附市印鑑条例(昭和54年見附市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)」を「次の各号のいずれかに掲げるもの」に改め、「暗証番号」の次に「その他必要な事項」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの)
- (2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたもの)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。